

エクスプレス予約コーポレートサービス（E予約専用）規約

第1条（概要）

1. 本規約は、「エクスプレス・カード（E予約専用）会員規約」（以下、「カード会員規約」という。）で定める東海旅客鉄道株式会社（以下、「当社」という。）がカード会員規約に定める法人会員（以下、「法人会員」という。）に提供するエクスプレス予約コーポレートサービス（以下、「本サービス」という。）の取扱いについて定める。
なお、法人会員は本規約の内容についてカード会員規約に定めるカード使用者（以下、「カード使用者」という。）に周知する義務を負う。法人会員およびカード使用者は本規約を承認し、遵守する。
2. 本規約の内容は、エクスプレス予約案内サイト（<https://expy.jp/>）等への掲示、カード使用者への通知用として登録されている電子メールアドレスに対する電子メールの送信、またはその他当社が適当と認める方法により通知するものとする。
3. 当社は、事前に法人会員およびカード使用者に通知することなく本規約を変更できるものとし、変更後は、変更後の内容のみ有効とする。本規約を変更した場合、法人会員およびカード使用者が本サービスまたは JR 東海 EX-IC サービス規約（E 予約専用）に定めるサービスを利用したことをもって、変更後の規約に同意したものとみなされる。
4. 当社は、前項の変更起因して、法人会員、カード使用者または第三者が被った不利益については、一切の責任を負わない。

第2条（本サービスの利用および利用資格）

1. 本サービスの利用開始前に、カード会員規約で定める管理責任者および実務担当者（以下、総称して「管理責任者等」という。）は、カード会員規約で定める基本カード番号もしくは部署カード番号毎に、管理責任者等に通知する際に利用する電子メールアドレスおよび連絡先電話番号の入力等の当社が定める登録手続を正確に行うものとする。
2. カード使用者は、基本カード番号・部署カード番号の登録手続完了後、カード会員規約で定めるハウスカード番号により、カード使用者に通知する際に使用する電子メールアドレスおよび連絡先電話番号の入力等の当社が定める登録手続を正確に行い、本サービスの利用を開始することができる。本サービスを利用する際は、カード使用者は、登録手続により当社が通知するIDおよび任意に登録したパスワードを使用する。
3. 当社は、法人会員が次のいずれかに該当する場合、法人会員に通知、催告を行ったうえで、本サービスの利用制限もしくは利用停止、または本サービス利用資格を喪失させることができる。
 - (1) 本サービスにおける法人会員の1ヶ月あたりのカード番号利用代金額が、50万円を下回った場合。
 - (2) 本サービスにおける法人会員の1ヶ月あたりのカード番号利用代金額を、毎月末時点におけるハウスカード番号の合計枚数で除して算出したハウスカード番号1枚あたりのカード番号利用代金額が、1回でも3千円を下回った場合。

4. 当社は、法人会員、カード使用者、管理責任者等が次のいずれかに該当する場合、事前に通知することなく、直ちに本サービスの利用制限もしくは利用停止、または本サービス利用資格を喪失させることができる。
 - (1) 本規約、当社または他社の定める運送約款または法令の定めに違反した場合。（本サービスをその違反の手段として利用した場合を含む）
 - (2) カード会員規約が失効した場合または法人会員がカード会員規約に定める会員資格を喪失した場合。
 - (3) カード会員規約に定める本代理権を喪失した場合。
 - (4) 第1項による登録または第3条により修正された会員情報の内容に事実と異なる内容（誤記、記入漏れ等を含む）があった場合。
 - (5) 第1項による登録または第3条により修正された電子メールアドレス、連絡先電話番号の変更等により、当社からの連絡がとれなくなった場合。
 - (6) 第21条に違反している、または疑いがあると当社が認めたとき。
 - (7) その他、本サービスを利用することを当社が不適当と判断した場合。
5. 法人会員は、退会手続を行う場合、カード会員規約に定める方法により退会を申し出る必要がある。

第3条（会員情報の修正）

カード使用者または管理責任者等は、当社がカード使用者に通知する際に使用する電子メールアドレスおよび連絡先電話番号（以下、「会員情報」という。）の内容に変更が生じた場合、速やかに当社が定める方法で情報の修正登録を行うものとし、会員情報を常に最新、完全かつ正確に保つものとする。

第4条（利用環境、受付期間、受付時間、回答時間等）

1. 本サービスを利用するための通信端末、ソフトウェア等利用環境については、当社のエクスプレス予約ホームページ（<https://expy.jp/>）（以下、「エクスプレス予約 HP」という。）により周知するものとする。
2. 本サービスを利用した乗車券類の購入、変更、払戻（以下、「購入等」という。）の受付期間、受付時間および所要回答時間等は、当社が別に定めるところによるものとする。

第5条（申込）

本サービスにおいて、カード使用者は、当社より通知されたIDおよびパスワードを入力する等、当社が別に定める方法による携帯電話またはインターネットによる申込に限り、乗車券類の購入等を行うことができる。

第6条（回答方法、決済）

1. カード使用者の乗車券類の購入等の申込に対する当社からの申込が成立したか否かの回答の通知は、申込操作完了後の画面への表示、またはカード使用者もしくは管理責任者等が会員情報として

登録した電子メールアドレスに対する電子メールの送信のうち、当社が別に定める方法により行うものとする。ただし、当社が別に定める時間帯におけるインターネットによる申込（携帯電話（テキストサイト）・スマートフォン専用サイトでの申込を除く。）に対する当社からの回答の通知は、カード使用者または管理責任者等が会員情報として登録した電子メールアドレスに対する電子メールの送信により行うものとする。

2. 本サービスでは、前項による申込が成立した旨の回答の通知が申込操作完了後の画面へ予約等が完了した旨を表示した時、またはカード使用者があらかじめ登録した電子メールアドレスのメールサーバーに決済内容をお知らせした電子メールが到着したいずれかの場合をもって、カード使用者が乗車券類の購入等を行ったものとし、かつ、カード使用者と当社の間で運送契約の成立、変更、解約等がなされたものとする。なお、当社はカード使用者に対し、申込が成立した旨の回答の通知と併せて、お預かり番号の通知等を行うものとする。
3. 前項において、会員情報として登録された電子メールアドレスが不正確であった場合、このために電子メールの到達が遅れ、または到達しなくとも、当社は、通常到達すべきときに到達したものとみなす。
4. カード使用者が前項の乗車券類の購入等を行った時点において、カード使用者のカード番号より決済手続が行われるものとする。したがって、カード使用者の本サービスを利用した乗車券類購入可能額は、カード会員規約に定めるカード番号利用可能枠（以下、「カード番号利用枠」という。）による制限を受けるものとする。また、乗車券類の購入可能件数は、エクスプレス予約 HP により周知するものとする。

第6条の2（カード使用者の問い合わせ窓口）

1. カード使用者から本サービスの利用方法に関する質問等については、JR 東海エクスプレス予約カスタマーセンター（以下、「カスタマーセンター」という。）にて受け付けるものとし、その電話番号、受付時間等は、当社ホームページ上等に掲示する。
2. カスタマーセンターでは、カード使用者からの質問等の内容を文書または録音等により記録するが、当社ホームページ上に掲示する個人情報保護に関する方針（プライバシーポリシー）に基づき厳正に取扱う。
3. カスタマーセンターが案内する情報に基づき、会員が判断した行動の結果、会員が被害を被ることがあっても、当社はいかなる責任も負わないものとする。
4. カード使用者は、乗車券類購入等の申込をした後、当社が別に定める所要回答時間を経過した後においても当社からの回答が通知されない場合、カスタマーセンターまで速やかに電話連絡を行い、その指示に従うものとする。

第7条（契約成立後の乗車券類の扱い）

本サービスによりカード使用者が購入、変更した乗車券類については、カード会員規約および本規約に定める場合を除き、乗車区間に応じて当社または他社の定める運送約款の適用を受けるものとする。

第8条（受取前の乗車券類の扱い）

1. 本サービスによりカード使用者が購入、変更した乗車券類については、カード使用者が受取または受取前までの払戻を行うまでの間、当社において保管するものとする。
2. 受取前の乗車券類の変更・払戻については、第5条に定める方法による携帯電話またはインターネットによる変更、払戻に限りすることができる。
3. 第1項により、当社において保管している乗車券類についても、第7条の定める通り、カード会員規約および本規約に別に定める場合を除き、当社または他社の定める運送約款の適用を受けるものとする。

第9条（受取）

1. カード使用者は、当社が別に定める窓口（以下、「受取窓口」という。）において、当社が別に定める方法により、前条第1項により当社が保管をしている乗車券類の受取を行うものとする。
2. カード使用者が前項の受取を行う際には、当社が別途定める「JR 東海 EX-IC サービス規約（E 予約専用）」（以下、「I C 規約（E 予約専用）」という。）の定めにより当社が貸与する EX-IC カードまたはカード会員規約第3条に定める貸与カードを当社が別に定める方法により使用し、カード使用者が本サービスログイン時に入力するパスワードの入力を行わなければならない。ただし、当社の駅窓口等で貸与カードにより受取を行う場合は、本サービスログイン時に入力するパスワードの入力に代えて当社所定の帳票への自署等によることができるものとする。
3. 第1項の乗車券類の受取期間は、当社が別に定めるところによるものとする。なお、受取期間を経過した乗車券類の受取等を行うことができない。
4. 前項の受取期間を経過したにもかかわらず受取が行われなかった乗車券類については、個々の乗車券類ごとに以下のように取り扱うものとする。
 - (1) 特急券と乗車券の効力が一体となった乗車券類については、普通車指定席用およびグリーン車用は、乗車日の指定列車発車時刻後の当日中に、また普通車自由席用は乗車日の当日中にカード使用者から払戻請求があったものとみなして、別に定める特定額または払戻手数料を差し引いた額の払戻を行う。
 - (2) 特急券のみ効力を持った乗車券類については、普通車指定席用およびグリーン車用は一切払戻を行わない。普通車自由席用は、所定の払戻手数料を差し引いた額の払戻を行う。
5. 法人会員と当社との間のカード会員規約が失効した時点またはカード使用者がカード使用者でなくなった時点で、当社が第8条第1項により保管している乗車券類が存在する場合、当該時点における日付をもって、第3項に規定する受取期間の満了日とみなすものとする。

第10条（受取後の乗車券類の扱い）

1. 前条第1項に定める受取後の乗車券類の変更、払戻については、携帯電話またはインターネットによる変更、払戻はできないものとする。
2. 受取後の乗車券類についても、第7条に定める通り、本規約に別に定める場合を除き、当社または他社の定める運送約款の適用を受けるものとする。

第 11 条（還元）

1. 法人会員またはカード使用者が本サービスにおいてカード番号利用を行った場合、当社は、当社所定の方法により決定された本サービスにおけるカード番号利用代金の一部を、当社所定の方法により法人会員に対し還元することがある。なお、還元の条件は当社が定め、その条件はいつでも当社が変更できるものとする。
2. 法人会員のカード会員規約第 3 条に反するカード番号利用、またはカード会員規約第 25 条の 2 に規定するカード番号利用が判明した場合、その内容の如何を問わず還元は中止する。また、当社が法人会員に対し、当該の不適正な使用方法によって当社より得た還元額の返還を請求した場合、法人会員は法人会員資格を喪失した後を含め、直ちに返還に応じるものとする。

第 12 条（変更の可能性）

1. 当社は、事前に法人会員またはカード使用者に通知することなく本サービスに関するシステムおよび下記に記した内容を変更することができることとする。なお、変更後は、変更後のシステムおよび内容が有効であるものとする。また、この変更に起因して、法人会員、カード使用者または第三者が被った不利益については、当社は一切責任を負わないものとする。
 - (1) 第 4 条の利用環境、乗車券類購入等の受付期間、受付時間および所要回答時間
 - (2) 第 5 条の申込方法
 - (3) 第 6 条第 4 項のカスタマーセンターの電話番号、受付時間等
 - (4) 第 9 条第 1 項および同第 2 項の受取窓口、受取方法
 - (5) 第 9 条第 3 項の受取期間
 - (6) その他やむを得ない事情がある場合における本サービスの内容
2. 当社は、以下の項目に該当する場合、事前に法人会員またはカード使用者に通知することなく、本サービスの中断・変更および本サービスへのアクセス制限を行うことができるものとする。
 - (1) 本サービスのシステムの保守が必要な場合。
 - (2) 戦争、暴動、騒乱、労働争議、火災、停電、天災、その他の非常事態または当社の責によらない何らかの事由により、本サービスの提供が通常どおりできなくなった場合。
 - (3) その他、当社が、本サービスの運営上、中断・変更およびカード使用者からの本サービスへのアクセス制限が必要と判断した場合。
3. 当社は、本サービスの一部または全部の提供を終了する場合、あらかじめ法人会員またはカード使用者に第 1 条第 2 項で定める方法で通知する。ただし、当社が、自然災害等の不可抗力、システムの故障・改修・更新、当社の事業運営上の理由その他の事由により、本サービスの一部または全部を緊急に終了する必要があると当社が判断した場合には、当社は、事前に法人会員またはカード使用者に通知することなく、本サービスの一部又は全部を終了させることができるものとする。

第 13 条（会員情報の使用）

本サービスに基づき当社が知り得た会員等に関する情報（購入履歴およびサーバー通信履歴等）につ

いての取扱い、カード会員規約によります。

第 14 条（法人会員およびカード使用者の義務）

1. カード使用者は、本サービスを利用する際には、インターネット利用の一般的なマナーおよび技術的ルールを遵守しなければならないものとする。
2. 法人会員は、ID およびパスワードの使用並びにその管理の一切の責任を負うものとし、カード使用者以外の者に利用させたり、貸与、譲渡等をしてはならないものとする。
3. カード使用者は、本サービスに関連して当社または第三者に迷惑、不利益を与える恐れのある行為、本サービスに支障をきたす恐れのある行為、および本規約に違反する恐れのある行為等を行ってはならないものとする。

第 15 条（法人会員の責任、当社の免責、損害賠償）

1. 法人会員は、カード使用者の行為であるか否かに関わらず、または過失の有無にかかわらず、本サービスの利用にあたり、法人会員およびカード使用者が行った一切の行為・結果、並びに ID およびパスワードによりなされた一切の行為・結果について、一切の責任を負担するものとし、法人会員またはカード使用者が第三者に損害を与えた場合、自己の責任と負担において当該第三者との紛争を解決するものとする。
2. 当社は、本サービスに関して、以下の項目について、一切責任を負わないものとする。
 - (1) 会員情報の内容に事実と異なる内容（誤記、記入漏れ等を含む）があったことにより、法人会員、カード使用者または第三者が被った不利益。
 - (2) ID、パスワードおよびハウスカード番号の暗証番号の管理不十分により法人会員、カード使用者または第三者が被った不利益。
 - (3) 当社がカード使用者の本サービス利用を停止させることにより法人会員、カード使用者または第三者が被った不利益。
 - (4) 当社が本サービスに関するシステムまたは内容を変更したことにより法人会員、カード使用者または第三者が被った不利益。
 - (5) 当社が本サービスの中断・変更・終了またはカード使用者からの本サービスへのアクセス制限を行ったことにより法人会員、カード使用者または第三者が被った不利益。
 - (6) カスタマーセンターの電話番号、受付時間等の変更により法人会員、カード使用者または第三者の被った不利益。
 - (7) 当社が別に定める利用環境以外での本サービス利用のほか、法人会員またはカード使用者の携帯電話またはパソコン等の機器、ソフトウェア等およびその環境設定、並びに通信状況等に何らかの問題がある場合等に法人会員、カード使用者または第三者が被った不利益。
 - (8) 当社が相当の安全対策を講じていたにもかかわらず、通信経路において、盗聴がなされたことにより ID、パスワードその他取引情報が漏洩したときに、法人会員、カード使用者または第三者が被った不利益。
 - (9) 携帯電話等への表示またはカード使用者への通知用として登録されている電子メールアドレス

に対し当社から電子メールが送信されるに伴い、法人会員またはカード使用者に生じる通信費等必要な費用の支払が生じることにより法人会員、カード使用者または第三者が被った不利益。

(10) 当社が相当の対策を講じたにもかかわらず駆除できずに当社から送信された電子メールに付随していたウィルス、または当社が世間一般に送信される容量として妥当と判断したにもかかわらず、結果として法人会員またはカード使用者の携帯電話またはパソコンの受信容量を超過した、当社から送信された電子メールにより法人会員、カード使用者または第三者が被った不利益。

(11) その他、当社が相当の対策を講じたにもかかわらず、カード使用者への通知用として登録されている電子メールアドレスに対し当社から送信された電子メールにより法人会員、カード使用者または第三者が被った不利益。

(12) その他、法人会員がカード会員規約、本規約、I C規約（E 予約専用）および当社の定める運送約款および法令の定めに違反したことにより、または本規約により法人会員が一切の責任を負うことが想定されている事柄をカード使用者が行ったことにより法人会員、カード使用者または第三者が被った不利益。

(13) その他、当社が相当の注意を払ったにもかかわらず、本サービスによって法人会員、カード使用者または第三者が被った不利益。

3. 法人会員またはカード使用者が、本規約、I C規約（E 予約専用）および当社の定める運送約款および法令の定めに違反して、当社または第三者に損害を与えた場合、法人会員は、当該損害を賠償する責任を負うものとする。

第 16 条（通知および同意の方法）

1. 当社から、法人会員およびカード使用者への本サービスの運営および内容に関する通知は、エクスプレス予約案内サイト (<https://expy.jp/>) 等への掲示、カード使用者への通知用として登録されている電子メールアドレスに対する電子メールの送信、またはその他当社が適当と認める方法により行うものとする。
2. 前項の通知内容を反映した本サービスをカード使用者が利用したことにより、同通知の内容を法人会員およびカード使用者が承諾したものとみなす。

第 17 条（権利の帰属）

本サービスに関わる全てのプログラム、ソフトウェア、商標、商号、サービス、手続、その他技術・販売方式全般および情報に関する権利は当社またはそれぞれの権利者に帰属するものであり、法人会員またはカード使用者はこれらの権利を侵害する行為を一切行ってはならないものとする。

第 18 条（債権譲渡および債権供担保の禁止）

法人会員およびカード使用者は理由の如何を問わず、本規約に基づき当社に対して有する債権を第三者に譲渡、貸与または担保に供してはならないものとする。

第 19 条（相殺禁止）

法人会員およびカード使用者は理由の如何を問わず、本規約に基づく金銭債務を、当社に対するいかなる債権とも相殺することはできないものとする。

第 20 条（合意管轄裁判所）

本規約に関して生じた一切の法律上の紛争については、名古屋地方裁判所または名古屋簡易裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とします。

第 21 条（反社会的勢力の排除）

1. 法人会員、カード使用者、管理責任者等は、現在、次の各号のいずれにも該当しないことを表明し、かつ将来にわたっても該当しないことを確約することとします。

- (1) 暴力団
- (2) 暴力団員および暴力団員でなくなったときから 5 年を経過しない者
- (3) 暴力団準構成員
- (4) 暴力団関係企業
- (5) 総会屋等、社会運動等標ぼうゴロまたは特殊知能暴力集団等
- (6) 前各号の共生者
- (7) その他前各号に準ずる者

2. 法人会員、カード使用者、管理責任者等は、自らまたは第三者を利用して次の各号に該当する行為を行わないことを確約いたします。

- (1) 暴力的な要求行為
- (2) 法的な責任を超えた不当な要求行為
- (3) 取引に関して、脅迫的な言動をし、または暴力を用いる行為
- (4) 風説を流布し、偽計を用いまたは威力を用いて当社の信用を毀損し、または当社の業務を妨害する行為
- (5) その他前各号に準ずる行為

改定日 平成 28 年 11 月 28 日

(約定支払日の取扱いに関する特約)

本特約は、東海旅客鉄道株式会社（以下、「当社」といいます。）が提供するエクスプレス予約コーポレートサービスの約定支払日の取扱いについて定めるものです。

第1章 総則

第1条（総則）

1. 本特約は、「エクスプレス予約コーポレートサービス（E予約専用）規約」（以下、「E X予約コーポレート規約（E予約専用）」）といいます。）及び JR 東海 EX-IC サービス規約（E予約専用）（以下、「I C規約（E予約専用）」）といいます。）の特約とします。
2. 本特約は「エクスプレス・カード（E予約専用）会員規約」（以下、「カード会員規約」といいます。）に定める法人会員（以下、単に「法人会員」といいます。）で当社所定の申込書により本特約に定める約定支払日の取扱いの申込みを行った法人会員に対して適用されます。
3. E X予約コーポレート規約（E予約専用）及び I C規約（E予約専用）と本特約との間で重複または競合する内容については、本特約が優先するものとします。
4. 法人会員は、カード会員規約に定めるカード使用者（以下、単に「カード使用者」といいます。）に本特約を周知する義務を負います。

第2条（用語の定義）

本特約に定めのない用語の定義については、カード会員規約、E X予約コーポレート規約（E予約専用）、I C規約（E予約専用）に定めるところによるものとします。

第3条（本特約の変更）

1. 当社は、事前に法人会員及びカード使用者に通知することなく本特約を変更できるものとし、変更後は、変更後の内容のみ有効とします。本特約を変更した場合、カード使用者の1人が変更後にエクスプレス予約コーポレートサービスまたは付帯サービスのいずれかを利用したことをもって、法人会員及びカード使用者が変更後の特約に同意したものとみなされます。
2. 当社は、前項の変更起因して、法人会員、カード使用者または第三者が被った不利益については、一切の責任を負いません。

第4条（カード番号利用日）

本特約が適用される法人会員については、以下の時点の属する日がカード会員規約におけるカード番号利用のあった日とみなされます。

- (1) カード使用者が EX-IC サービスを利用する場合、カード使用者が EX-IC カードもしくは EX-IC 携帯電話機により駅に入場した時点。
- (2) カード使用者が EX-IC サービス以外のエクスプレス予約コーポレートサービスを利用する場合、及び EX-IC サービスを利用する場合であって EX-IC カード等により IC 自動改札機を通過して入場

することができないため別に定める証票を受け取るときは、カード使用者が乗車券類等を受け取った時点。

(3) 法人会員と当社との間のカード会員規約が失効した時点又はカード使用者がカード使用者でなくなった時点で、当社がE X予約コーポレート規約（E 予約専用）第8条により保管している乗車券類が存在する場合、当該時点。

(4) 法人会員と当社との間のカード会員規約が失効した時点又はカード使用者がカード使用者でなくなった時点で、当社がI C規約（E 予約専用）第8条により、カード使用者と当社との間で締結したEX-IC 運送契約が存在する場合、当該時点。

第5条（運送契約の成立）

カード使用者と当社との運送契約の成立については、E X予約コーポレート規約（E 予約専用）及びI C規約（E 予約専用）に定める通りとします。

第6条（受取期間経過後の乗車券類の取扱い等）

1. カード使用者がEX-IC サービス以外のエクスプレス予約コーポレートサービスを利用する場合、E X予約コーポレート規約（E 予約専用）第9条第3項に定める受取期間を経過したにもかかわらず受取が行われなかった乗車券類については、受取期間満了日がカード会員規約におけるカード番号利用のあった日とみなされます。
2. カード使用者がEX-IC サービスを利用する場合、EX-IC 運送契約において約定した乗車日の営業時間終了時までには駅に入場しなかった場合、当該日がカード会員規約におけるカード番号利用のあった日とみなされます。

第7条（合意管轄裁判所）

本特約に関して生じた一切の法律上の紛争については、名古屋地方裁判所または名古屋簡易裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とします。

改定日 平成23年7月1日